

五 管 区 水 路 通 報

第 40 号

- [第 337項](#) [阪神港](#) — [尼崎西宮芦屋区、第2区](#) [灯台一時変更](#)
- [第 336項](#) [阪神港](#) — [神戸区、第6区](#) [施設灯消灯、仮灯設置](#)
- [第 335項](#) [大阪湾](#) — [泉州港南東方](#) [水深減少及び水中障害物存在](#)
- [第 334項](#) [大阪湾](#) — [阪南港、第1区](#) [水深減少](#)
- [第 333項](#) [四国南岸](#) — [宿毛湾](#) [水中障害物撤去](#)
- [第 332項](#) [四国南岸](#) — [高知港](#) [防波堤改修工事](#)
- [第 331項](#) [瀬戸内海](#) — [淡路島、浦港南方](#) [灯浮標等一時撤去](#)
- [第 330項](#) [四国南岸](#) — [足摺岬南方\(リマ海域及び付近\)](#) [射爆撃訓練](#)
- [第 329項](#) [四国南岸](#) — [足摺岬南方\(リマ海域\)](#) [射撃訓練](#)

2025年337項 [阪神港](#) — [尼崎西宮芦屋区、第2区](#) [灯台一時変更](#)
西宮内防波堤灯台(灯台表第1巻3631.6)(34-42.2N 135-20.5E)は改修工事に伴い灯塔が灰色のシートに覆われている。

期 間 令和7年12月上旬まで

海 図 W1107

出 所 五本部交通部



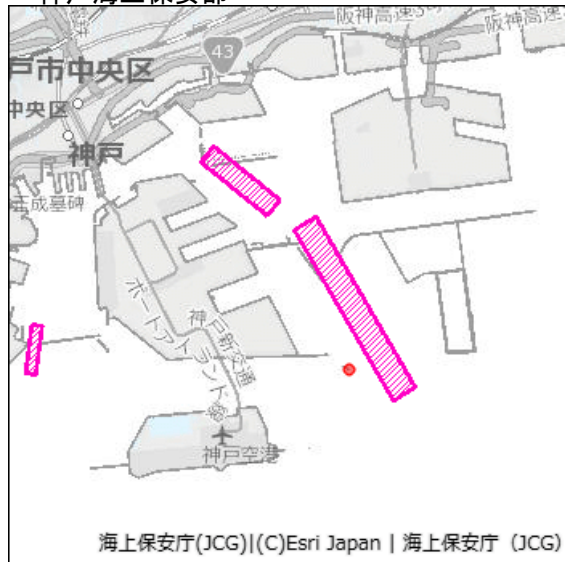
2025年336項 [阪神港](#) — [神戸区、第6区](#) [施設灯消灯、仮灯設置](#)
神戸第8南防波堤東施設灯(灯台表第1巻3663.06)(34-38.9N 135-15.4E)は消灯し、仮灯が設置されている。

期 間 当分の間

備 考 仮灯(光達距離1.4海里)を設置

海 図 W101A-W1103-W150A-W106(JP共)

出 所 神戸海上保安部



2025年335項 大阪湾 — 泉州港南東方 水深減少及び水中障害物存在
泉州港南東方において、水深減少及び水中障害物が存在する。

1. 海図図載より約1.0m減少している

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近

(1) 34-24-18.8N 135-17-11.8E

(2) 34-24-16.7N 135-17-09.6E

2. 水中障害物存在

区 域 下記4地点により囲まれる区域(最浅約3.2m)

(3) 34-24-31.5N 135-17-25.1E

(4) 34-24-29.9N 135-17-27.1E

(5) 34-24-21.5N 135-17-18.1E

(6) 34-24-23.1N 135-17-15.7E

海 図 W1103-W150A-W106(JP共)

出 所 五本部海洋情報部



2025年334項 大阪湾 — 阪南港、第1区 水深減少
港湾合同庁舎付近において、水深が海図図載より約0.5m～1.0m減少している。

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-28-32.9N 135-22-31.1E

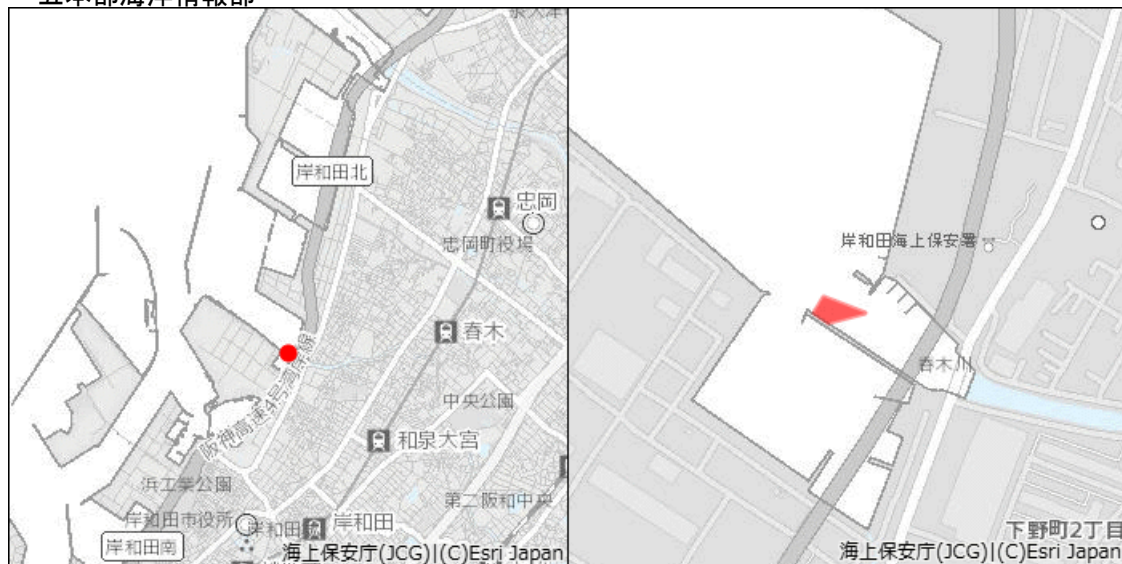
(2) 34-28-32.3N 135-22-33.1E

(3) 34-28-31.9N 135-22-31.3E(岸線上)

(4) 34-28-32.2N 135-22-30.6E(岸線上)

海 図 W1141

出 所 五本部海洋情報部



2025年333項 四国南岸 — 宿毛湾 水中障害物撤去

五管区水路通報7年30号243項削除

宿毛湾港南南西方において、水中障害物（沈船及びロープ）は撤去された。

位 置 32-48-33N 132-38-08E 付近

海 図 W108(JP共)―W151(JP共)―W1220(JP共)

出 所 宿毛海上保安署



2025年332項 四国南岸 — 高知港 防波堤改修工事

五管区水路通報7年11号105項関連

第7ふ頭東側付近において、潜水士・起重機船等による防波堤改修工事が実施されている。

期 間 令和8年3月15日まで（予備日を含む）日出～日没

区 域 下記4地点により囲まれる海域

(1) 33-30-54N 133-35-52E

(2) 33-30-40N 133-35-57E

(3) 33-30-34N 133-35-38E

(4) 33-30-48N 133-35-33E

備 考 作業船のアンカー位置を示す浮標を設置

警戒船を配備

海 図 W110

出 所 高知港長



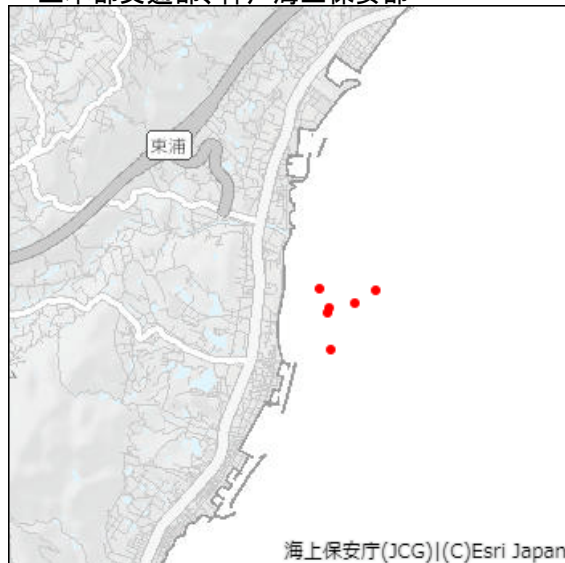
2025年331項 瀬戸内海 ― 淡路島、浦港南方 灯浮標等一時撤去
浦港南方において下記灯浮標及び浮標は一時撤去される。

期 間 令和7年10月30日～令和8年4月下旬

- 名 称 (1) 仮屋磁気測定所前A灯浮標(灯台表第1巻3702)(34-31.9N 135-00.2)
(2) 仮屋磁気測定所前D灯浮標(灯台表第1巻3705)(34-31.6N 134-59.9)
(3) 仮屋磁気測定所前E灯浮標(灯台表第1巻3706)(34-31.8N 134-59.9)
(4) 仮屋磁気測定所前B浮標 (34-31.8N 135-00.1)
(5) 仮屋磁気測定所前F浮標 (34-31.9N 134-59.9)
(6) 仮屋磁気測定所前I浮標 (34-31.8N 134-59.9)

海 図 W131-W150A

出 所 五本部交通部、神戸海上保安部



2025年330項 四国南岸 ― 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 射爆撃訓練
自衛隊航空機による空対空射撃訓練及び空対水射爆撃訓練が実施される。

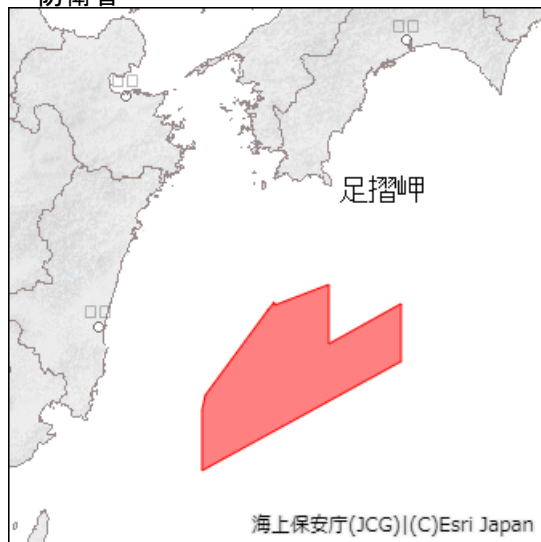
期 間 令和7年11月1日～30日(土曜、日曜及び祝日を除く)0800～1700

区 域 下記10地点により囲まれる区域

- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-30-43N 132-09-21E
- (8) 32-00-13N 132-34-51E
- (9) 32-03-13N 132-37-51E
- (10) 32-01-43N 132-37-51E

海 図 W157

出 所 防衛省



2025年329項 四国南岸－足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦による水上及び対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和7年10月30日～31日 0600～1800

区 域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 31-48-13N 133-29-51E
- (2) 31-42-13N 133-29-51E
- (3) 31-28-13N 132-59-51E
- (4) 31-36-13N 132-59-51E
- (5) 31-36-13N 132-37-51E
- (6) 31-48-13N 132-37-51E

海 図 W157
出 所 防衛省

